別表第一滋賀県第二区の項及び滋賀県第三区の項を次のように改める。

第二区

彦根市
長浜市
近江八幡市
東近江市
米原市
蒲生郡
愛知郡
犬上郡

第三区

草津市
守山市
栗東市
甲賀市
野洲市
湖南市

別表第一滋賀県第四区の項を削る。

別表第一大阪府第八区の項及び大阪府第九区の項を次のように改める。

第八区

豊中市

第九区

池田市

茨木市
箕面市
豊能郡

別表第一兵庫県第五区の項を次のように改める。

第五区

豊岡市
川西市
平野（字カキヲジ原に限る。）、石道、虫生、赤松、柳谷、芋生、若宮、清和台東一丁目、清和台東二丁目、清和台東三丁目、清和台東四丁目、清和台東五丁目、清和台西一丁目、清和台西二丁目、清和台西三丁目、清和台西四丁目、清和台西五丁目、けやき坂一丁目、けやき坂二丁目、けやき坂三丁目、けやき坂四丁目、けやき坂五丁目、西畦野（字丸山及び字東通りを除く。）、一庫、国崎、黒川、横路、大和東一丁目、大和東二丁目、大和東三丁目、大和東四丁目、大和東五丁目、大和西一丁目、大和西二丁目、大和西三丁目、大和西四丁目、大和西五丁目、美山台一丁目、美山台二丁目、美山台三丁目、丸山台一丁目、丸山台二丁目、丸山台三丁目、見野一丁目、見野二丁目、見野三丁目、東畦野、東畦野一丁目、東畦野二丁目、東畦野三丁目、東畦野四丁目、東畦野五丁目、東畦野六丁目、東畦野山手一丁目、東畦野山手二丁目、長尾町、西畦野一丁目、西畦野二丁目、山原、山原一丁目、山原二丁目、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、山下町、山下、笹部一丁目、笹部二丁目、笹部三丁目、笹部、下財町、一庫一丁目、一庫二丁目、一庫三丁目

三田市
丹波篠山市
養父市
丹波市
朝来市
川辺郡
美方郡

別表第一和歌山県第一区の項及び和歌山県第二区の項を次のように改める。

第一区

和歌山市
紀の川市
岩出市

第二区

海南市
橋本市
有田市
御坊市
田辺市
新宮市
海草郡
伊都郡
有田郡
日高郡
西牟婁郡
東牟婁郡

別表第一和歌山県第三区の項を削る。

別表第一島根県第一区の項及び島根県第二区の項を次のように改める。

第一区

松江市
安来市
雲南市
仁多郡
飯石郡
隠岐郡

第二区

浜田市
出雲市
益田市
大田市
江津市
邑智郡
鹿足郡

別表第一岡山県第一区の項から岡山県第四区の項までを次のように改める。

第一区

岡山市
北区
備前市
赤磐市
和気郡
加賀郡